

令05原機(ふ)257
令和5年11月16日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書の一部補正について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113をもって申請した新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正内容

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113をもって変更許可申請した新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書について、その内容の一部を別添のとおり補正する。

2. 補正理由

- (1) 平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化を図る。
- (2) 国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されるため、記載の適正化を図る。

新型轉換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書
補正前後比較表

| 現行（変更前） | 補正前（変更後） | 補正後 | 備考 |
|--|--|---|--|
| <p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> | <p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> <p>国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。</p> | <p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> <p>国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化を図る。 ・国外の再処理で発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されるため、記載の適正化を図る。 |

注) 補正後欄の下線は、補正事項に含まない。